



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 5 5 号 令和 5 年 3 月 7 日 発行

## 目 次

### 【告示】

| 番 号 | 表 題                | 担当課名  |
|-----|--------------------|-------|
| 7 0 | 特定農業用ため池を指定した件     | 生産基盤課 |
| 7 1 | 都市計画の図書の写しの送付を受けた件 | 都市計画課 |

### 【公安委員会告示】

| 番 号 | 表 題   | 担当課名 |
|-----|---|------|
| 3   | 徳島県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更について届出があった件 |      |

徳島県告示第七十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 1 指定年月日

令和五年一月二十日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

| 名称  | 所在地               |
|-----|-------------------|
| 丸山一 | 鳴門市瀬戸町明神字丸山二三番地ほか |

二 1 指定年月日

令和五年二月十七日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

| 名称     | 所在地          |
|--------|--------------|
| どんごろの溜 | 阿南市橋町江ノ浦五一番地 |

徳島県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画公園二・二・一一二号寺島公園

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県公安委員会告示第三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により徳島県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更について、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定に基づき次のとおり届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年三月七日

徳島県公安委員会委員長 米澤 和美

一 変更に係る事項

住所 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓一番地一

暴力追放事業を行う事務所の所在地 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓一番地一

二 変更年月日

令和五年三月六日